

○糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程

平成22年1月1日

告示第16号

改正 平成23年3月29日告示第76号

平成28年3月29日告示第58号

平成30年3月9日告示第23号

平成30年12月20日告示第253号

(趣旨)

第1条 この告示は、夜間における犯罪、交通事故の防止を図るとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯の設置及びその適正な維持管理並びに行政区等（行政区又は校区を単位とした自治組織をいう。以下同じ。）に対する電気料の補助金について必要な事項を定めるものとする。

(平23告示76・一部改正)

(種類)

第2条 防犯灯の種類は、水銀灯、白熱灯、電球型蛍光灯、直管型蛍光灯及びLED灯とする。

(平23告示76・平30告示23・一部改正)

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置基準は、夜間における歩行者又は車両等の交通量の多い道路及び犯罪等の危険度の高い場所又は公共的施設とする。

(平30告示23・一部改正)

(設置の申請)

第4条 防犯灯の設置は、市が前条の設置基準に基づき第8条第2項各号に掲げる場所に設置する場合を除き、行政区長等（行政区等を代表する者をいう。以下同じ。）が糸島市防犯灯設置申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(平23告示76・平30告示23・一部改正)

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、申請箇所を調査のうえ、防犯灯の設置の可否を決定し、糸島市防犯灯設置決定通知書（様式第2号）により行政区長等に通知するものとする。

(平23告示76・一部改正)

(寄附採納)

第6条 防犯灯を市に寄附しようとする者は、糸島市防犯灯寄附採納願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第3条の設置基準に基づいてその適否を審査し、適合と認められるときは、寄附を受け入れるものとする。

3 市長は、寄附採納の可否を決定したときは、糸島市防犯灯寄附採納決定通知書（様式

第4号)により申請者に通知するものとする。

(維持管理)

第7条 市が設置し、又は寄附により受け入れた防犯灯の維持管理は、市が行うものとする。

(平23告示76・平30告示23・一部改正)

(電気料)

第8条 防犯灯の電気料は、防犯灯が設置されている行政区等が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場所に設置した防犯灯の電気料は、市が負担するものとする。

(1) 国道

(2) 県道

(3) 公共施設(市道及び法定外公共物を除く。)

3 第1項の規定にかかわらず、4月から翌年3月までに新たに設置し、又は寄附で受け入れた防犯灯の電気料については、当該年度分に限り、市が負担するものとする。

(平23告示76・一部改正)

(移設又は廃止)

第9条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、防犯灯の移設又は廃止をすることができるものとする。

(1) 防犯灯が道路の敷地内に設置されている場合において、当該道路の工事の施工に支障を来すため、又は特に必要が生じたため、当該道路の管理者から移設又は廃止の申入れがあったとき。

(2) 防犯灯を設置している場所の行政区長等から移設又は廃止の申入れがあったとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(平23告示76・一部改正)

(電気料の補助)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により行政区等が負担する防犯灯の電気料のうち、5月分の電気料の額に12を乗じて得た額の3分の2以内の額を補助するものとする。

2 前項に規定する補助金の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の1年間とする。

(平23告示76・平30告示23・平30告示253・一部改正)

(補助金の申請)

第11条 前条の補助金の交付を受けようとする行政区長等は、糸島市防犯灯電気料補助金申請書(様式第5号)に5月分の請求書又は領収書の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

(平23告示76・平30告示253・一部改正)

(補助金の決定及び交付)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を決定し、糸島市防犯灯電気料補助金交付決定通知書（様式第6号）により行政区長等に通知するものとする。

2 補助金の交付は、1年分を一括して交付するものとする。

（平23告示76・一部改正）

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程（平成19年前原市告示第93号）、二丈町防犯灯設置補助金交付規程（平成4年二丈町告示第10号）又は志摩町防犯灯設置規程（昭和59年志摩町告示第61号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成23年3月29日告示第76号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第58号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日告示第23号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日告示第253号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

糸島市防犯灯設置申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 行政区等の名称
住所
行政区長等の氏名 印

防犯灯を設置したいので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請箇所	糸島市
2 申請理由	
3 防犯灯の種類	
4 電柱の有無	有 (1) 九電柱 (2) NTT柱 無
5 九電柱又はNTT柱の電柱番号	
6 申請箇所の略図	

様式第2号(第5条関係)

糸島市防犯灯設置決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった防犯灯の設置について、下記のとおり決定したので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第5条の規定により通知します。

記

1 設置の可否	可・否 (否の場合の理由)
2 設置箇所	糸島市
3 防犯灯の種類	
4 電柱の有無	有 (1) 九電柱 (2) NTT柱 無
5 九電柱又はNTT柱の電柱番号	
6 電気料の負担区分	(1) 市負担 (2) 行政区等負担

備考 上記「6 電気料の負担区分」が行政区等負担の場合の防犯灯の電気料については、防犯灯を設置した年度中に限り、市が負担しますが、翌年度以降は、行政区等の負担となります。

様式第3号(第6条関係)

糸島市防犯灯寄附採納願

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

防犯灯を寄附したいので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第6条第1項の規定により、下記のとおり防犯灯寄附採納願を提出します。

記

1 防犯灯の箇所	糸島市
2 寄附の理由	
3 防犯灯の種類	
4 電柱の有無	有 (1) 九電柱 (2) NTT柱 無
5 九電柱又はNTT柱の電柱番号	

様式第4号(第6条関係)

糸島市防犯灯寄附採納決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで提出された防犯灯寄附採納願について、下記のとおり決定したので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第6条第3項の規定により通知します。

記

1 寄附採納受入れの 可 否	可 ・ 否 (否の場合の理由)
2 防 犯 灯 の 箇 所	糸島市
3 防 犯 灯 の 種 類	
4 電 柱 の 有 無	有 (1) 九電柱 (2) NTT柱 無
5 九電柱又はNTT柱 の 電 柱 番 号	
6 電気料の負担区分	(1) 市負担 (2) 行政区等負担

備考 上記「6 電気料の負担区分」が行政区等負担の場合の防犯灯の電気料については、防犯灯を設置した年度中に限り、市が負担しますが、翌年度以降は、行政区等の負担となります。

様式第5号(第11条関係)

糸島市防犯灯電気料補助金申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 行政区等の名称
住所
行政区長等の氏名 印

防犯灯の電気料の補助金を受けたいので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 防犯灯の数量及び電気料	数 量	電 気 料 (月 額)
	基	円
2 補 助 率	5月分の電気料の額に12を乗じて得た額の3分の2以内	
3 補助金交付申請額	円×12月× $\frac{2}{3}$ =	円(100円未満切捨て)
4 補助対象年度	年度	

備考 5月分の請求書又は領収書の写しを添付してください。

様式第6号(第12条関係)

糸島市防犯灯電気料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった防犯灯の電気料の補助金について、下記のとおり決定したので、糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程第12条第1項の規定により通知します。

記

1 防犯灯の数量及び電気料	数 量	電 気 料 (月 額)
	基	円
2 補 助 率	5月分の電気料の額に12を乗じて得た額の3分の2以内	
3 補助金交付決定額	$\text{円} \times 12 \times \frac{2}{3} =$	円(100円未満切捨て)
4 補助対象年度	年度	

様式第1号（第4条関係）

（平23告示76・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平23告示76・平28告示58・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平23告示76・平30告示23・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平23告示76・平28告示58・平30告示23・一部改正）

様式第5号（第11条関係）

（平23告示76・平30告示23・平30告示253・一部改正）

様式第6号（第12条関係）

（平23告示76・平30告示23・平30告示253・一部改正）